

## 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年3月18日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

海田町立図書館システム更新業務

#### (2) 業務の仕様等

海田町立図書館システム更新業務プロポーザル実施要領及び図書館システム更新業務基本仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

#### (4) 履行場所

広島県安芸郡海田町南幸町1番11号

海田町立図書館

#### (5) 提案上限額

##### ① 図書館システム保守業務（令和8年10月1日から60カ月）

月額 金239,910円（消費税及び地方消費税を含む。）

##### ② 図書館システム機器借上（令和8年10月1日から60カ月）

月額 金254,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務のシステム使用料及びシステム保守委託料は、契約期間中すべてに係る費用を月額に平準化して支払う予定としていることから、本業務の企画提案においては履行期間におけるすべての費用を算出し、その総額を履行期間の月数で等分した額をもって提案額とすること。

※上記(1)にはシステムの運用・保守にクラウドシステムの利用料を含めた額とする。

※上記(2)にはシステムの設計、開発、構築及びハードウェアの導入を含めた機器のリース額とする。

## 2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 令和8年度海田町の物品調達等入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、参加申込に合わせて競争入札参加資格の申請をする者は、この要件を満たしている者として取り扱うため、申請の手続きをすること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 応募書類の提出時点において、本町の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) ISO/IEC27001又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (9) 過去5年間において他の公共自治体での同種業務又は類似業務の実績があり、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。

## 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 海田町立図書館システム更新業務プロポーザル実施要領の交付場所、交付期間及び入手方法

### ① 交付場所

〒736-0032 広島県安芸郡海田町南幸町1番11号

海田町立図書館

電話：（082）823-3215

### ② 交付期間

令和8年3月18日（水）から

③ 入手方法

海田町ホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。

(2) 公募型プロポーザルの参加資格の確認

① 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、海田町立図書館システム更新業務プロポーザル実施要領に記載されている参加申込書及び必要な添付書類を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

② 提出先

上記(1)①の場所

③ 提出期限

令和8年4月9日（木）午後5時

④ 提出方法

持参又は郵送（書留）で海田町立図書館に提出（持参の場合は海田町立図書館開館日の午前9時30分から午後5時までに、郵送の場合は必着とする。）

⑤ 参加資格の可否通知

令和8年4月15日（水）までに通知する。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

① 提出先

上記(1)①の場所

② 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時

③ 提出方法

持参又は郵送（書留）で海田町立図書館に提出（持参の場合は海田町立図書館開館日の午前9時30分から午後5時までに、郵送の場合は必着とする。）

4 受託候補者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の評価は、あらかじめ定めた企画提案書内容評価表に基づき図書館システム更新業務受託候補者選定委員会が行い、各委員の評価点の合計点が

最も高かった事業者を受託候補者として決定する。なお、企画提案書を提出した者が1者の場合でも当該評価は成立する。

(2) 日時等

次のとおり審査を実施する。

① 日時：令和8年5月13日（水）予定

② 場所：海田町役場

(3) 評価基準

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション内容及び見積金額等を別に定める企画提案書内容評価表に基づき総合的に評価する。

(4) 結果の通知

令和8年5月19日（火）以降、海田町ホームページに掲載するとともにすべての企画提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザルの参加資格の確認書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他

海田町立図書館システム更新業務プロポーザル実施要領による。

6 問合せ先

海田町立図書館

所在地 〒736-0032 広島県安芸郡海田町南幸町1番11号

電話 (082) 823-3215

E-mail toshokan@town.kaita.lg.jp